

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構支援基準の概要①

◆ 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）は、総務大臣の定めた「支援基準」（対象事業の支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容を決定するに当たって従うべき基準）に従って、支援決定を行う。

■ 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構支援基準（平成27年総務省告示第412号）のポイント

1 支援の対象となる対象事業が満たすべき基準

（1）政策的意義（令和4年2月14日に太字部分を改正（令和4年総務省告示第34号））

- 我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用すること。
- 次に掲げる事業のいずれかを行おうとするものであること。

ア 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成27年法律第35号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する対象事業のうち、海外において行われる通信・放送・郵便事業であって、通信・放送・郵便に係るインフラの整備及びその運営若しくは維持管理を行うもの又はICTサービスを提供するもの

- イ 法第2条第2項に規定する対象事業のうち、海外において行われる通信・放送・郵便事業を支援する事業

（2）民間事業者のイニシアティブによる運営

- 機構が我が国の事業者との間で最大出資者とならないこと。（例外：一時的である場合）

（3）対象事業の長期収益性の確保

- 対象事業者が適切な経営責任を果たすことが見込まれること。
- 長期的には利益が確保できると見込まれるものであること。
- 機構が保有株式の譲渡等による資金回収が可能となる蓋然性が高いものであること。

（4）他の公的機関との関係

- JBIC、JICA、NEXI等の他の公的機関との間で十分な連携の下で適切な役割分担が行われていること。

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構支援基準の概要②

■ 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構支援基準のポイント（続き）

2 対象事業支援全般について機構が従うべき基準

(1) 運営全般

- 政策目的に沿って効率的に運営すること。
- **民業補完**に徹すること。
- 将来民間事業者で活躍できる事業創造の核となる人材の育成に努めること。
- 対象事業の円滑な運営のため、相手国政府・民間事業者その他関係者との交渉・調整を行うこと。
- 投資に係るリスクを継続的に把握・評価し、適切なリスク管理を行うこと。

(2) 投資規律の確保

- 適切な情報開示を継続的に行うことで、国民に対する説明責任を果たすこと。
- 民間事業者の慣行を踏まえ、機構の役職員が責任をもって業務を行う体制を整備すること。

(3) 機構の長期収益性の確保

- 事業年度ごとに進捗状況や収益性を適宜評価しつつ、**長期収益性を確保**すること。
- 機構の目的の範囲内における投資の中で**適切な分散投資**を行うこと。
- 民間事業者と連携・調整の上、適切に**対象事業に対する事業参画・運営支援**を行うこと。

(4) 機構への民間出資者等との関係

- 業務執行の方針について、必要に応じ、機構への民間出資者等から意見聴取を行い、運営に反映させること。

(5) 政府の関係施策との連携

- 効率的・効果的に支援を行う観点から、**政府関係機関等と相互に連携**を図り、情報交換等に取り組むこと。
- ベンチャー企業や地域経済を支える民間事業者への支援にも配慮すること。